

75歳以上の方と65～74歳で一定の障がいのある方が対象

後期高齢者医療制度の お知らせ



保険証(被保険者証)の一斉更新について

現在お使いの保険証の有効期限は

平成31年 **7月31日** までです!
(令和元年)

**7月中に新しい
保険証を交付します**



お手元に届きましたら、お持ちの「保険証」を破棄し、有効期限が令和2年7月31日となった橙色の保険証をご使用ください。※1

※1 新しい保険証の交付は7月中に行いますが、市区町村により交付時期や交付方法が異なります。市区町村のお知らせ(広報紙や回覧板など)にて、ご案内している場合がございますので、ご確認ください。

古い保険証は
市区町村にお返しいただくか
破棄してください

保険証の色が
変わります
(橙色)

必ず 有効期限をご確認ください!

紛失したときや、汚れたときは再交付します。お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口へお申し出ください。

◆ 医療機関での一部負担金の割合

更新にあたり、平成30年中の所得等をもとに負担区分を判定します。このため、令和元年8月1日以降は、一部負担金(自己負担)の割合(1割又は3割)が変更になる方がいます。



「一般」の方 **1割**
窓口負担

「現役並み所得者」の方 **3割**
窓口負担



保険料や一部負担金のお支払が困難な方へ
災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が困窮し、保険料や一部負担金のお支払(医療機関へのお支払)が困難となった方。



申請により、減額、免除または猶予が受けられる場合がありますので、お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。